

令和2年度 高圧ガス製造保安責任者試験 高圧ガス販売主任者試験

[甲種化学・甲種機械・乙種化学・乙種機械・丙種化学(液石)・丙種化学(特別)・
第一種冷凍機械・第二種冷凍機械・第三種冷凍機械・第一種販売・第二種販売]

受験案内書(電子申請用)

電子申請の受付期間

令和2年8月17日(月)午前10時～令和2年9月2日(水)午後5時まで

【重要】

- ・本年は、新型コロナウイルスの感染防止のため、本試験の科目の一部が免除される講習が延期されたため、令和2年度上期の講習を受ける方については、特例として、願書に講習修了証を貼付しなくても、当該講習の検定試験に合格した場合には、本試験の科目免除の対象といたします。

詳細は、Iの11.“試験の科目免除の特例について”(4～6頁)をご確認ください。

- ・今後、新型コロナウイルスの感染状況によっては、国家試験の中止又は延期、特例の扱いが変更される可能性があります。また、期日どおり実施される場合でも予定どおりの実施が困難となる場合があります。その場合、以下のサイトでのご案内となります。ご注意ください。

https://www.khk.or.jp/qualification/examination_course/info_01.html

なお、試験の実施にあたりましては、“3つの密”を避けるため、試験会場における受験者間の間隔を確保するなど可能な限り努力いたしますが、会場における座席の間隔を十分に確保できないことも想定されますので、あらかじめご承知おきのうえ、お申し込まますようお願いいたします。

このため、製造保安責任者及び販売主任者の資格について、早期に取得する必要性の低い方につきましては、なるべく本年度の受験申込みを控えていただきますよう、ご協力願います。

高圧ガス保安協会(KHK)試験センター

[KHKホームページ <https://www.khk.or.jp>]

- ◎ この受験案内書には、電子申請での受験手続きに関する必要事項及び注意事項、また、試験当日の受験上の注意事項等が記載されております。受験手続きを行う方は必ずお読みください。
 - ◎ 受験手続きを行う方は、自己の判断と責任に基づき、受験案内書すべての事項にご承諾いただくことが必要です。また、受験申請された方は、受験案内書の各事項をご承諾いただいたものと見なされます。
 - ◎ この受験案内書は、受験申請後も大切に保管してください。
※受験案内書の記載内容等の不明点はKHK試験センター(03-3436-6106)にお問い合わせください。
- 備考：書面申請と電子申請との重複申請にご注意ください。

受験者情報の取扱い等について

高圧ガス保安協会（「KHK」といいます。）は、書面申請及び電子申請（インターネット申請）によって得た個人情報について、KHKのプライバシーポリシーに基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集、利用について

KHKは、国家試験の申請の際に氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス等の個人情報を収集します。

これらの情報は、国家試験の受付・採点・合否通知・免状交付、国・自治体への情報の提供、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍及び国家試験のご案内等についての情報提供にも使用することがあります。

2. 個人情報の開示について

KHKは、上記1の活動を行うため、個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHKの適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。

KHKは、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申請者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。

ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。

《 目 次 》

| | |
|--|---------------|
| I 試験の概要 ----- | 2～6頁 |
| (1. 試験日、2. 受付期間、3. 受験資格、4. 試験の種類(略称含む)及び試験の科目、5. 試験内容及び試験形式、6. 試験時間、7. 合格基準、8. 受験手数料、9. 試験地、10. 試験の科目免除申請、11. 試験の科目免除科目の特例について) | |
| II 受験の申請 ----- | 7～11頁 |
| (1. 申込方法の選択、2. 申込、2-1. 電子申請サイト上での入力、2-2. 科目免除の証書送付、2-3. 受験手数料の納付、3. 申請後の変更手続き（申請の取り下げ・受験者氏名等・試験の種類・科目免除・試験地・令和2年度上期の講習・検定試験の受講受検有無、4. 受験票の発送、内容確認及び写真貼付) | |
| 【受験票の再発行等手続きについて】 ----- | 11頁 |
| (1. 受験票未着の場合、2. 受験票紛失等の場合) | |
| III 試験当日の注意事項等 ----- | 11～13頁 |
| (1. 試験会場(教室)への集合時間、2. 試験会場までの移動方法、3. 試験当日持参するもの、4. 不正行為対応の厳格化、5. 新型コロナウイルス感染防止に係る受験者へのお願い、6. 受験上の注意) | |
| IV 試験結果の通知及び試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表 ----- | 13～14頁 |
| (1. 試験結果の通知、2. 試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表) | |
| V 免状交付申請の案内 ----- | 14～15頁 |
| VI 別表及び別紙 ----- | 16～23頁 |
| 別表1：大臣試験の試験地及び担当試験事務所 [16頁] | |
| 別表2：知事試験の試験地及び担当の試験種類及び試験事務所 [16～20頁] | |
| 別紙：筆記試験の科目免除申請の条件 [21～23頁] | |

I 試験の概要

1. 試験日：11月8日(日)
2. 受付期間：8月17日(月)午前10時から9月2日(水)午後5時まで
3. 受験資格：年齢、学歴、経験に関係なく、誰でも受験できます。
4. 試験の種類（略称含む）及び試験の科目

【高圧ガス製造保安責任者試験】

| 試験の種類 | 略称 | 試験の科目 | 試験の区分 |
|-----------------------|----------|------------------------------------|------------------------------|
| 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 甲種化学 | 法令・保安管理技術・ 学識の3科目 | 経済産業大臣の 免状に係る試験 (大臣試験) |
| 甲種機械責任者免状 | 甲種機械 | | |
| 第一種冷凍機械責任者免状 | 第一種冷凍機械 | | |
| 乙種化学責任者免状 | 乙種化学 | ※ただし、第三種冷凍 機械は法令・保安管 理技術の2科目 | 都道府県知事の 免状に係る試験 (知事試験) |
| 乙種機械責任者免状 | 乙種機械 | | |
| 丙種化学(液化石油ガス)責任者免状 | 丙種化学(液石) | | |
| 丙種化学(特別試験科目)責任者免状 | 丙種化学(特別) | | |
| 第二種冷凍機械責任者免状 | 第二種冷凍機械 | | |
| 第三種冷凍機械責任者免状 | 第三種冷凍機械 | | |

【高圧ガス販売主任者試験】

| 試験の種類 | 略称 | 試験の科目 | 試験の区分 |
|----------------------|-------|-------------------|--------------------------|
| 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 | 第一種販売 | 法令・保安管理技術 の2科目 | 都道府県知事の免状に係る試験 (知事試験) |
| 第二種販売主任者免状 | 第二種販売 | | |

5. 試験内容及び試験形式

| 試験の種類 | 試験科目別による試験内容及び試験形式 | | |
|----------|--------------------|--|---------------------------------|
| | 法令 | 保安管理技術 | 学識 |
| 甲種化学 | 高圧ガス保安法に係る法令 | 高圧ガスの製造(冷凍のための製造を除く。以下甲種機械まで同じ。)に必要な化学に関する高度の保安管理の技術 | 高圧ガスの製造に必要な高度の応用化学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(15問) | 記述式(6問) |
| 甲種機械 | " | 高圧ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理の技術 | 高圧ガスの製造に必要な高度の機械工学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(15問) | 記述式(5問) |
| 第一種冷凍機械 | " | 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な高度の保安管理の技術 | 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学及び機械工学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(15問) | 記述式(5問) |
| 乙種化学 | " | 高圧ガスの製造(冷凍のための製造を除く。以下乙種機械まで同じ。)に必要な化学に関する通常の保安管理の技術 | 高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(15問) | 択一式(15問) |
| 乙種機械 | " | 高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術 | 高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(15問) | 択一式(15問) |
| 丙種化学(液石) | " | 液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術 | 液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(20問) | 択一式(20問) |
| 丙種化学(特別) | " | 高圧ガスの製造(冷凍のための製造を除く。)に必要な基礎的な保安管理の技術 | 高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(20問) | 択一式(20問) |
| 試験の種類 | 試験科目別による試験内容及び試験形式 | | |
| | 法令 | 保安管理技術 | 学識 |
| 第二種冷凍機械 | 高圧ガス保安法に係る法令 | 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術 | 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(10問) | 択一式(10問) |

| 試験の種類 | 試験科目別による試験内容及び試験形式 | |
|---------|-----------------------|-----------------------------------|
| 第三種冷凍機械 | 〃 | 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な初歩的な保安管理の技術 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(15問) |
| 第一種販売 | 〃 | 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(20問) |
| 第二種販売 | 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る法令 | 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術 |
| 試験形式 | 択一式(20問) | 択一式(20問) |

6. 試験時間

| 試験の科目 | 試験時間 |
|--------|----------------------|
| 法令 | 9時30分～10時30分 (60分) |
| 保安管理技術 | 11時10分～12時40分 (90分) |
| 学識 | 13時30分～15時30分 (120分) |

7. 合格基準：各科目とも満点の60パーセント程度です。

8. 受験手数料（非課税扱い） 注）本年度試験から受験手数料が改定されています。ご注意ください。

| 試験の種類 | 受験手数料 |
|---------|---------|
| 甲種化学 | 12,700円 |
| 甲種機械 | |
| 第一種冷凍機械 | |
| 乙種化学 | 8,800円 |
| 乙種機械 | |
| 第二種冷凍機械 | |

| 試験の種類 | 受験手数料 |
|----------|--------|
| 丙種化学(液石) | 8,200円 |
| 丙種化学(特別) | |
| 第三種冷凍機械 | 7,400円 |
| 第一種販売 | |
| 第二種販売 | |

9. 試験地

【大臣試験】別表1「試験地及び受験の担当試験事務所」(16頁)をご参照ください。
【知事試験】別表2「試験地、担当の試験種類及び受験の担当試験事務所」(16～20頁)をご参照ください。

備考：試験会場名及び会場案内図は受験票に記載します。

KHKのホームページ (<https://www.khk.or.jp>) の「国家試験のお申込」ページでもご覧いただけますが、今後、変更になる会場も考えられますので、ご注意ください。

なお、希望する試験地の会場で受験できない場合も想定されます。この場合、近隣県の会場となることもありますので、あらかじめご了承ください。

10. 試験の科目免除申請

試験の科目免除を受けたい方は、別紙「筆記試験の科目免除申請の条件」(21～23頁)をご確認のうえ、申請してください。

試験の科目免除申請の留意点

- 1) 受験願書の受付締切日までに、所定の条件を満たしていれば、試験の科目免除の申請を行うことができます。ただし、試験の科目免除申請の条件を満たしている方であっても、申請に不備があった場合は、試験の科目免除は受けられません。
- 2) 試験の科目免除申請によって、重複する試験の科目がなければ他の免状に係る試験を受験することができます。ただし、その試験会場の場所が離れている場合には、試験開始時刻に間に合わないことが予想されますので、ご注意ください。
- 3) 上記1)にかかわらず、令和2年度上期の講習を受ける方は、特例がありますので、11. の「試験の科目免除の特例について」(4～6頁)をご覧ください。

11. 試験の科目免除の特例について（令和2年度上期の講習を受ける方は必ずご覧ください。）

- ・例年、4月～6月に実施される上期講習を受講し検定試験に合格した方は、本試験の出願時に講習修了証を願書に貼付することで、本試験の一部科目が免除されます。
しかしながら、令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、例年4月～6月に実施される上期講習を延期し、8月以降に実施します。このため、本試験の出願時に検定試験が実施されておらず、講習修了証を貼付することができません。
- ・このため、令和2年度は特例として、8月以降10月までに実施する上期講習を受講し、検定試験に合格した方については、講習修了証の貼付が無くても、科目免除の取扱いとします。
すなわち、保安管理技術、学識の両科目について、検定試験において両科目とも合格基準に達している、又は本試験において両科目とも合格基準に達している場合は、法令科目が合格基準に達しているとき合格とします。

具体的には、以下の通りです。

| | |
|------------------------|--|
| <u>8月17日～ 9月2日</u> | : 本試験を全科目で出願（法令科目免除の方は、当該科目を除く。） |
| <u>8月～10月</u> | : 講習・検定試験の実施 |
| <u>11月8日</u> | : 本試験を全科目で受験（法令科目免除の方は、当該科目を除く。） ただし、検定試験の自己採点の結果、保安管理技術科目、学識科目を受験する必要が無いと受験者が判断する場合、当該科目を欠席することができます。 なお、この時点で検定試験の合否は確定していませんので、欠席はあくまで受験者の判断と責任になります。 |
| <u>11月8日～12月</u> | : 検定試験の結果通知 （11月13日：丙液、一販、二販 11月16日：乙化、乙機 11月20日：丙特、二冷、三冷 12月25日：甲化、甲機、一冷） |
| <u>1月12日</u> | : 知事試験の合格発表 |
| <u>2月9日</u> | : 大臣試験の合格発表 KHKは、受験者の検定試験と本試験の結果を踏まえ、保安管理技術、学識の両科目については、以下のいずれか、又は両方を満たす場合に合格と判定します。 (1) 両科目とも検定試験で合格基準に達している (2) 両科目とも本試験で合格基準に達している 上記と法令科目の結果を合わせて本試験の合否を判定します。 |

具体的には、以下のチャートをご覧ください。

【申込ページへのチェック】

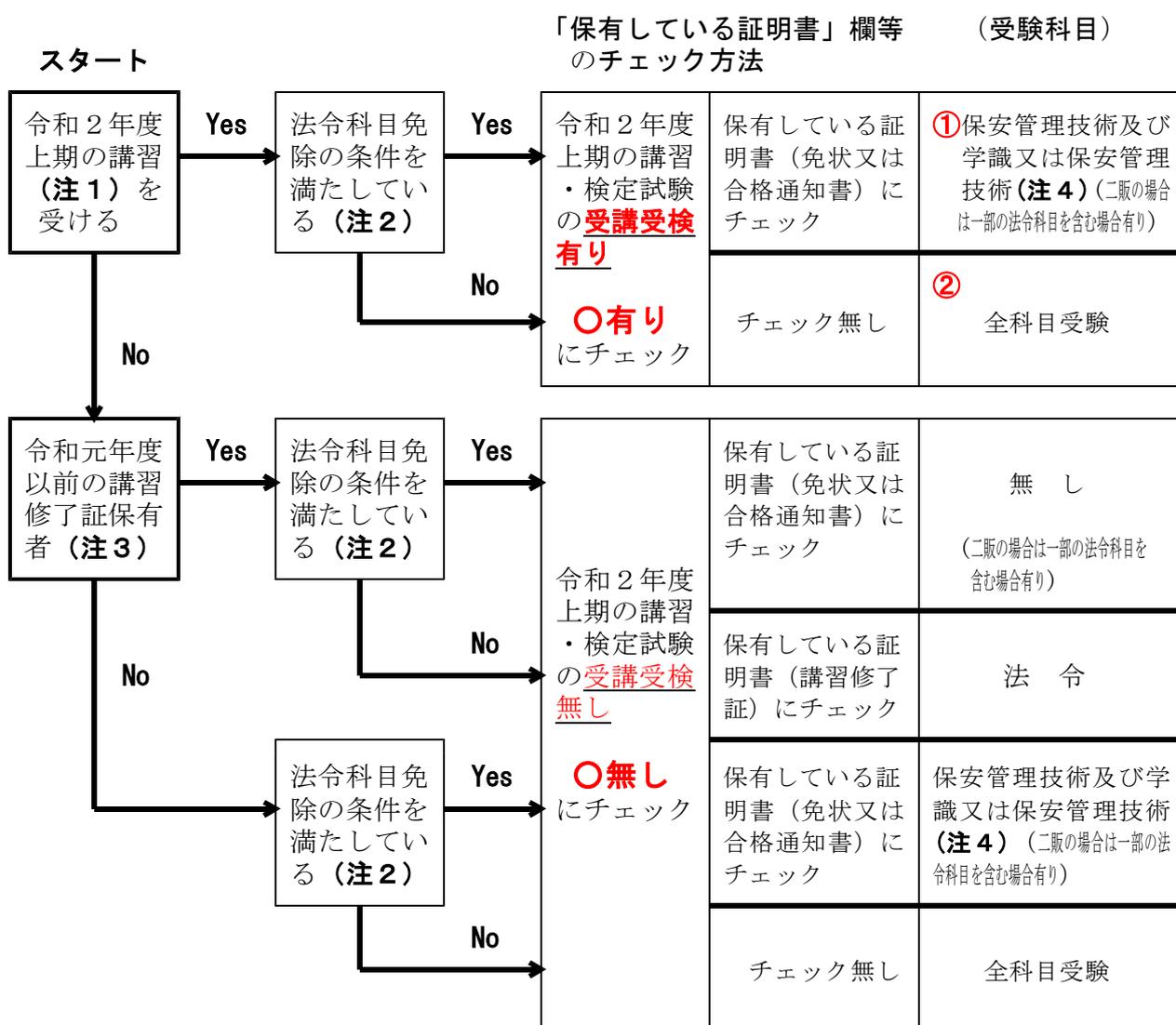


図1 科目免除フロー

(注1) 令和2年度上期の講習とは、令和2年4月～6月に予定されていた、甲化、甲機、一冷、乙化、乙機、丙化(液石)、丙化(特別)、二冷、三冷、一販、二販の各講習で、令和2年8月以降10月までに実施されるものを指します。令和元年度下期の講習で検定試験を令和2年7月に延期した講習(丙化(液石)、丙化(特別)、二冷、三冷、二販)は含みません。

(注2) 法令科目免除の条件については、P-21～23をご覧ください。
(法令科目の免除を受ける場合、所定の免状又は国家試験の合格通知書が必要。)

(注3) 令和元年度下期の講習で、検定試験を令和2年7月に延期した講習(丙化(液石)、丙化(特別)、二冷、三冷、二販)を含みます。

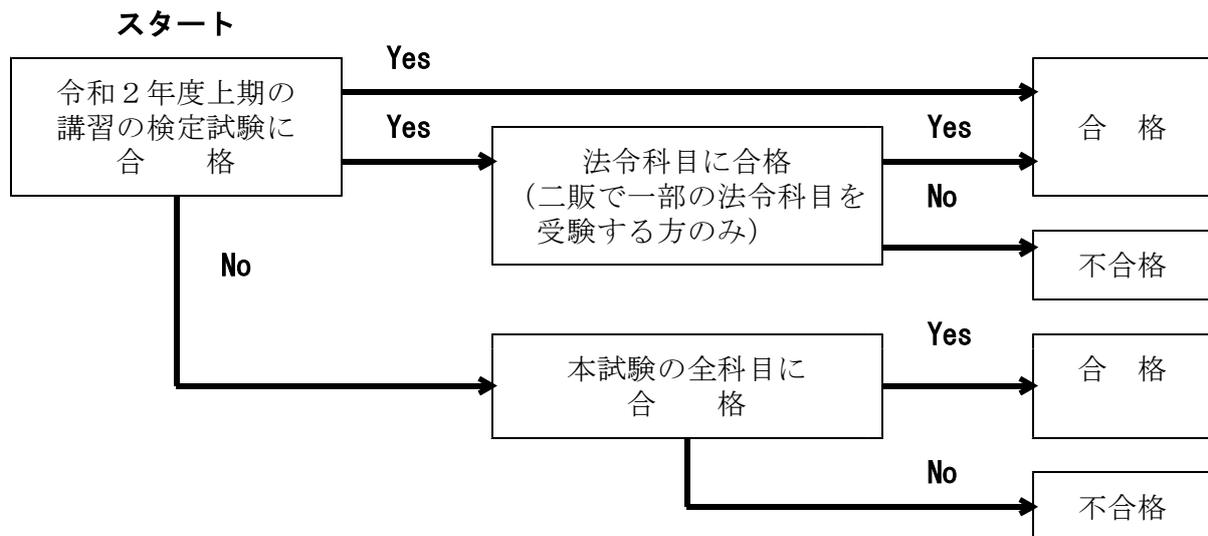
(注4) 甲化、甲機、一冷、乙化、乙機、丙化(液石)、丙化(特別)、二冷については保安管理技術及び学識。
三冷、一販、二販については保安管理技術。

令和2年度上期の講習を受ける方の合否について

5頁 図1の“有りの①”に該当する方は、講習の検定試験又は本試験のいずれか一方に合格すれば合格とします。（ただし、二販で一部の法令科目を受験する場合は、これに合格する必要があります。）

5頁 図1の“有りの②”に該当する方は、講習の検定試験及び本試験の法令科目に合格するか、本試験の全科目に合格すれば合格とします。（以下のチャートをご参照ください。）

有りの①に該当する方の合否について



有りの②に該当する方の合否について

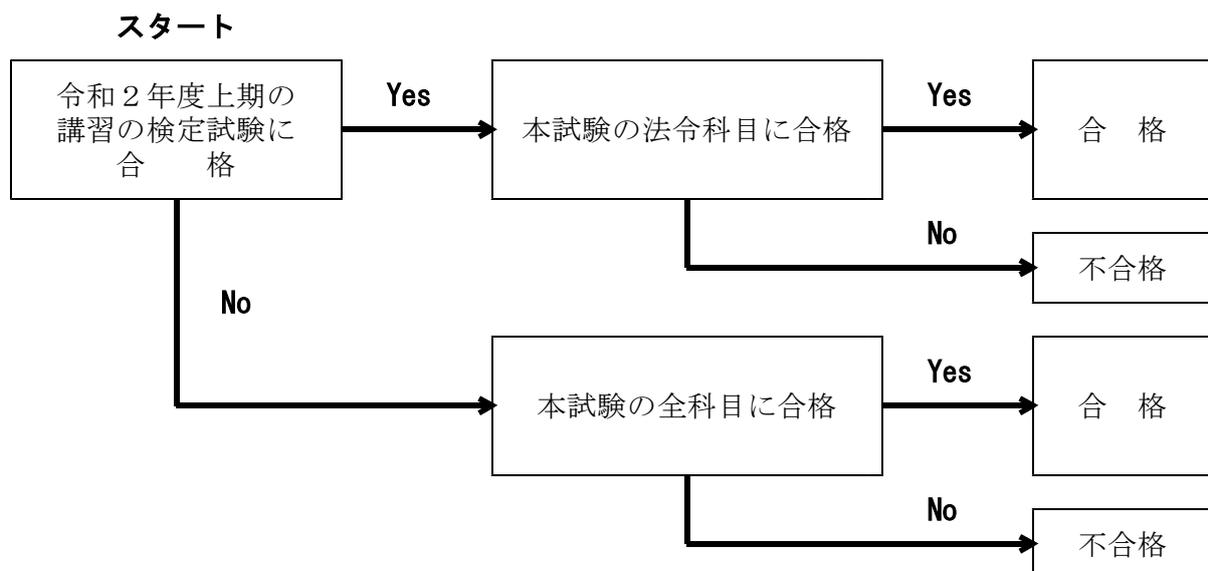


図2 合否判定フロー

Ⅱ 受験の申請

1. 申込方法の選択

申込方法には「個人申込」と「法人申込」があります。

【個人申込】受験者本人が申し込む方法です。

【法人申込】担当者が受験者に代わって一括で申し込む方法です。

受験票や合否の通知は担当者にまとめて届きます。

なお、法人申込には、“Web入力方式”と“ファイル・アップロード方式”があります。

① Web入力方式

電子申請サイト上で1人ずつ受験者データを入力する方法で、少人数の申込に便利です。

② ファイル・アップロード方式

所定の「ファイル・アップロード方式用Excelシート」（“国家試験のお申込”ページからダウンロード）にあらかじめ複数人の受験者データを入力したものを電子申請サイト上でアップロードする方法で、多人数の申込に便利です。

2. 申込

2-1. 電子申請サイト上での入力

【入力の受付期間】8月17日(月)午前10時から9月2日(水)午後5時まで
(受付期間中、24時間入力可能)

【入力の方法】

① 個人申込：最初に受験者のメールアドレス、試験の種類等を事前登録してから本申込となります。入力の流れは次のAからDのとおりです。

A **メールアドレス等の事前登録** → B **事前登録完了の確認メールが届きます**

・ 氏名、生年月日、メールアドレス、パスワードの入力

・ 事前登録の完了メールには個人のユーザID、本申込のURL等が記載

C **本申込の入力** → D **申込内容の確認メールが届きます**

・ 事前登録の完了メールにあるURLからログインして入力

・ 整理番号(受験番号ではありません)、科目免除の有無、受験手数料納付の口座番号等が記載

注意：メールアドレス等の事前登録だけでは、受験申込をしたことにはなりません。

② 法人申込：最初に法人登録（法人ID取得）をしてから入力となります。

入力の流れは次のAからDのとおりです。

なお、法人IDをお持ちであれば新たな法人登録の必要はありません。取得済みの法人IDが使用できます。

〔Web入力方式〕

A **法人登録** → B **法人情報登録完了の確認メールが届きます**

C **受験者情報の入力** → D **申込内容の確認メールが届きます**

・ 整理番号(受験番号ではありません)、受験手数料納付の口座番号等が記載

〔ファイル・アップロード方式〕

A **法人登録** → B **法人情報登録完了の確認メールが届きます**

C **受験者データのアップロード** → D **申込内容の確認メールが届きます**

・整理番号(受験番号ではありません)、受験手数料
納付の口座番号等が記載

注) 申込内容や受験者人数を修正する場合には、受付期間内において、一度、全員分を取下げしてから再度、申請し直してください。(9頁3. 参照)

【申請上の留意点】

- ① 受付期間経過後はログインできなくなりますので、時間に余裕をもって行ってください。
- ② 入力開始から一定時間(30分)操作しなかった場合は“申込システム”がタイムアウトして入力できなくなります。
- ③ メールが10分以内に届かない場合は登録したメールアドレスの間違い、又は受信側のセキュリティに問題があるものと考えられます。まずは、メールアドレス、PC等の設定を確認してください。

2-2. 試験の科目免除の証書送付

【証書送付の対象となる方】

証書送付の対象となる方は、申込画面で「証書コピー送付の必要」欄に〔あり〕の表示がある方です。

なお、ファイル・アップロード方式の場合は、Excelシート上に証書コピー送付の必要〔あり〕が表示されます。

証書送付の対象となる方は、次のとおりです。

- ・平成15年度以前の講習修了証をもって申請される方
- ・講習修了証と免状をもって申請される方
- ・講習修了証の氏名が婚姻等で変更になった方
- ・免状をもって科目免除を申請される方
- ・国家試験の合格通知書又は合格証明書をもって申請される方

〔氏名が変わられた方へ〕

講習修了証に記載されている氏名に変更がある場合は、試験の科目免除の照合ができませんので、お手数ですが電子申請サイト上での入力時には「平成15年度以前の講習修了証所持欄」にチェックしてください。

【証書の送付期限】 9月7日(月)午後5時まで

【証書の送付方法】

- ① 申込内容の確認メールをご確認のうえ、証書コピーの欄外に確認メールの冒頭に記載してある「整理番号」を記入してFAX(03-5774-0221)でご送付ください。
- ② 試験の科目免除の証書の氏名に変更がある場合は、旧姓と新姓が確認できる「戸籍抄本」(写可)も併せてご送付ください。
- ③ 手続きが完了次第、「科目免除確定のメール」が届きます。証書を受理してからお知らせまで2営業日程度の時間がかかります。メールが届かない場合には、KHK試験センター(電話:03-3436-6106)にお問い合わせください。

科目免除の証書送付の留意点

・試験の科目免除の証書が送付期限までに送付されなかった場合は、試験の科目免除は受けられません。

2-3. 受験手数料の納付

【受験手数料の納付期限】 個人申込：9月7日(月)まで
 法人申込：9月11日(金)まで

【受験手数料の納付方法】

- ① 「申込内容の確認メール」の中に受験手数料を納付する銀行名、口座番号、口座名義名等が記載されています。確認メールに記載された口座に受験手数料をご入金ください。(振込手数料は受験申請者負担)
 なお、口座番号には申請の度に異なる番号が自動的に割り振られますので、他の申込みのご入金には利用できません。また、書面申請用の払込用紙は使用できません。
- ② 入金を確認でき次第、「入金確認・申込完了メール」が届きます。入金されてからお知らせまで2営業日程度の時間がかかります。メールが届かない場合には、KHK試験センター（電話：03-3436-6106）にお問い合わせください。

受験手数料納付の留意点

- 1) 申込み時に割り振られた口座以外に入金（請求金額と異なる入金も含まれます。）された場合は、未入金扱いとなります。また、振込人名に誤りがあった場合にも、未入金扱いとなります。
- 2) 受験手数料の納付期限の日を過ぎても入金が確認できなかった場合は、受験の申込みは無効となります。
- 3) 納付済みの受験手数料は、理由の如何に関わらず返還いたしません。また、次回以降の試験への充当もできません。なお、受験手数料に過納分が発生した場合であっても、その分の受験手数料は原則返還いたしません。
- 4) 受験手数料納付時に発行される振込明細書は、受験手数料納付の証明書となりますので大切に保管しておいてください。それに代わる「領収書」の発行はいたしません。

3. 申請後の変更手続き（申請の取下げ、受験者氏名等、試験地・試験の種類、試験の科目免除、令和2年度上期の講習・検定試験の受講受検有無）

申請後の取下げ、申請内容の変更がある場合は、“国家試験のお申込” ページの変更手続き用申請書のページから該当する変更申請書等をダウンロードして、申請書の注意事項をご確認のうえ、変更手続き期限内にKHK試験センターあてにFAX（03-3436-5746）で申請してください。変更手続き用の申請書は下表のとおりです。

| 手続きの内容 | 申請書 | 備考 |
|---------------------------|----------------------------------|-----------|
| 申請の取下げ | 電子申請の取下げ申請書（法人用） | PDF 形式 |
| | 電子申請の取下げ申請書（個人用） | |
| 受験者氏名・生年月日・住所・電話番号の変更 | 受験者氏名等変更申請書（法人用） | |
| | 受験者氏名等変更申請書（個人用） | |
| 試験地・試験の種類の変更 | 試験地・試験の種類変更申請書（法人用） | |
| | 試験地・試験の種類変更申請書（個人用） | |
| 試験の科目免除の変更 | 試験の科目免除変更申請書（法人用） | |
| | 試験の科目免除変更申請書（個人用） | |
| 令和2年度上期の講習・検定試験の受講受検有無の変更 | 令和2年度上期の講習・検定試験の受講受検有無変更申請書（法人用） | |
| | 令和2年度上期の講習・検定試験の受講受検有無変更申請書（個人用） | |

備考：申請書の印刷環境がない方は、KHK試験センター（電話：03-3436-6106）にお問い合わせください。

【申請の取下げ期限】 9月11日(金)午後5時まで（土日祝日を除く。）

受験手数料を入金済みの場合は、申請の取下げはできません。また、入金された受験手数料の返還もできません。取下げ手続き完了のお知らせはいたしません。なお、データ修正作業の進行状況によって、未入金をお知らせするメール、未入金により申込みが取消しになったことをお知らせするメールが届くことがあります。ご了承ください。

注) 法人申込の申込内容や受験者人数を修正する場合には、受付期間内において、一度全員分を取下げから再度、申請し直してください。

【受験者氏名等・試験の種類・科目免除の変更期限】 9月9日(水)午後5時まで(土日祝を除く。)

- ① **受験者氏名等の変更**：変更手続き完了のお知らせはいたしませんので、受験票を受取次第、変更した内容を必ずご確認ください。
- ② **試験の種類の変更**：変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。
- ③ **試験の科目免除変更**：変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

【試験地の変更期限】 9月23日(水)午後5時まで(土日祝を除く。)

変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

【令和2年度上期の講習・検定試験の受講受検有無の変更期限】 10月26日(月)午後5時まで(土日祝を除く。)

変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

【手続き状況の確認及び変更手続きの留意点】

- ① 試験の種類、試験の科目免除及び試験地の変更申請書を受理してからお知らせまで2営業日程度の時間がかかりますが、手続き状況をご確認したい場合には、KHK試験センター（電話：03-3436-6106）にお問い合わせください。
- ② 試験の種類の変更に伴い受験手数料に不足が発生した場合には、その差額分を所定の口座番号に納付してください。なお、受験手数料に過納分が発生した場合であっても、その分の受験手数料の返還はいたしません。

4. 受験票の発送、内容確認及び写真貼付

【発送日】 10月14日(水)／普通郵便(葉書)により発送します。

【内容確認】 受験票を受け取り次第、記載内容及び裏面の「受験上の注意」を必ず確認してください。受験票の記載が申請した内容と異なっている場合には、KHK試験センター（電話：03-3436-6106）にご連絡ください。氏名の字体の修正など軽微な修正の場合には、試験当日、試験監督員から修正についての案内がありますので、案内にしたがって修正をしてください。
なお、受験票未着、又は紛失等の場合は、11頁の**【受験票の再発行等手続きについて】**をご参照のうえ、手続きしてください。

【写真貼付】 受験票の写真貼付欄に所定の写真を貼付し、試験当日、受験票を必ず持参してください。

【受験票の写真について】

1) 受験票に貼付する写真の規格

- ◇ 縦4.5cm×横3.5cmの大きさのもの（パスポート用写真と同じサイズ）
- ◇ 受験の申請前の6ヶ月以内に撮影されたもの（カラー・白黒のいずれでも可）
- ◇ 無帽で正面を向いた上半身像（肩口までで、その大きさは写真貼付欄を目安とする。）のもので、本人とすぐ判別できる鮮明なもの
- ◇ 背景（影を含む）がないもの

2) 写真裏面及び撮影年月日の記載

写真裏面に氏名、生年月日及び試験の種類を自署したものを貼付してください。また、受験票の撮影年月日欄に撮影した日付を記入してください。

注) 規格外の写真、不鮮明な写真及び写真のコピーなどを受験票に貼付している場合には受験できません。受験票の再発行など、万一に備え予備の写真も用意しておいてください。

【受験票の再発行等手続きについて】

1. 受験票未着の場合

受験票が10月19日(月)までに届かなかった方は、速やかにKHK試験センター(電話:03-3436-6106)にお問い合わせください。出願状況等を確認のうえ、受験票の交付手続きを行います。受験票がないと受験できませんのでご注意ください。

【手続き期間】10月19日(月)から10月30日(金)午後5時まで(土祝日を除く)

【発送日】第1回:10月26日(月)/普通郵便(葉書)、第2回:11月2日(月)/速達郵便(葉書)

※ 手続き期間経過後に受験票の未着に気付いた方は、11月6日(金)午後5時までにKHK試験センター(電話:03-3436-6106)にご連絡ください。

2. 受験票紛失等の場合

受験票を紛失・破損・汚損した方は、速やかにKHK試験センター(電話:03-3436-6106)にご連絡のうえ、受験票の再発行手続きを行ってください。受験票がないと受験できませんのでご注意ください。

【手続き期間】10月19日(月)から10月30日(金)午後5時まで(土祝日を除く)

【発送日】第1回:10月26日(月)/普通郵便(葉書)、第2回:11月2日(月)/速達郵便(葉書)

※ 手続き期間経過後に受験票を紛失等した方は、11月6日(金)午後5時までに受験の担当試験事務所(別表参照)にご連絡ください。試験当日、受験票に代わる「受験許可証」を交付しますので、所定の写真1枚(10頁の【受験票の写真について】を参照)及び写真付き身分証明書をご用意のうえ、試験会場(教室)への集合時間(午前9時)前に、余裕をもって試験本部室にお越しください。

注) 写真付き身分証明書が持参できない方は、それに代わる公的身分証明書(健康保険証など)及び受験者本人を証明できる書面(名刺など)の複数提示となります。

なお、写真及び身分証明書の提示がなければ、受験許可証は交付できません。この場合、試験は欠席扱いとなります。

Ⅲ 試験日の注意事項等

1. 試験会場(教室)への集合時間

試験開始前に注意事項の説明などがありますので、**必ず午前9時までに所定の試験会場(教室)に集合してください。**ただし、法令免除者(第二種販売は高压法及び液石法の両方が免除になる者)は、午前10時40分までに集合してください。

全科目免除の方は、ご来場の必要はありません。

試験会場の集合時間等の留意点

- 1) 試験開始時刻から30分を超えて遅刻した方は受験できません。試験は欠席扱いとなります。
- 2) 天災又は公共交通機関の運行停止等により受験できない事態が発生した場合であっても、当該受験者に対する再試験は実施いたしません。

2. 試験会場までの移動方法

受験票の「試験会場案内図欄」に特に記載のない限り、試験会場には受験者用の駐車場はありません。公共の交通機関を利用してご来場ください。迷惑駐車が判明した場合は、違法駐車として通報する場合があります。

3. 試験当日持参するもの

- ① 受験票：所定の写真を貼付したもの（10頁の【受験票の写真について】を参照）

受験票がないと受験できません。受験票の忘れ、又は紛失した場合は、試験当日、受験票に代わる「受験許可証」を交付します。

所定の写真及び写真付き身分証明書をご用意（11頁の【受験票の再発行等手続きについて】をご参照）のうえ、試験本部室にお越しください。

- ② 筆記用具：黒鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB程度のもの）、消しゴム

ボールペンやサインペンで答案用紙（マークシート）に記入しますと電算処理機ではマークした解答が読み取れませんので、ご注意ください。

なお、筆記用具の貸与はいたしません。

- ③ 電卓：四則計算のみできる電卓に限り使用を認めます。（関数電卓（公式類、定数等が最初から組み込まれているものを含む。）の使用は禁止。）

なお、電卓の貸与はいたしません。

4. 不正行為対応の厳格化

【携帯電話等電子機器の取扱いについて】

- ① 試験中の携帯電話、スマートフォン、PHS、スマートウォッチ等の通信機能を有する電子機器、また、電子辞書、タブレット等の記憶機能を有する電子機器の使用及び作動を禁止します。
- ② 携帯電話等電子機器は電源をOFFにし、鞆等に収納していただきます。（試験当日は収納のための鞆等を持参してください。）鞆等に収納していないことが確認された場合は、電源のON/OFFにかかわらず、不正行為と見なします。

【試験問題用紙の回収について】

- ① 試験問題用紙は答案用紙提出時に回収します。一旦回収した試験問題用紙は返却しません。
- ② 退室する際、答案用紙の解答番号をメモして持ち出すことは不正行為と見なします。

【不正行為が判明した場合の措置について】

不正行為が判明した場合には、直ちに退場を命じ、試験問題用紙及び答案用紙は没収のうえ、本試験は失格（無効）となります。

5. 新型コロナウイルス感染防止に係る受験者へのお願い

- ① 新型コロナウイルスに罹患し治癒していない方、試験当日、発熱や咳・咽頭痛などの症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある方、また、試験日の14日以内において、日本政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等に滞在した方は受験をご遠慮いただきます。
- ② 受験者は、試験当日の体温を「受験票裏面の記入欄」に記入（10月14日発送の受験票で確認。）のうえ、来場してください。
試験当日、KKKは受験者の体温を測定する場合があります。37.5℃以上の発熱が確認された場合、受験をご遠慮いただきます。

- ③ 消毒液による“手指消毒”の徹底をお願いします。
消毒液は試験会場内に設置しております。
- ④ 試験時間中の“マスク着用”をお願いします。マスクは各自ご持参願います。
試験中、試験監督員の指示（受験者確認）で一旦マスクを外していただくことがありますので、予めご了承ください。
- ⑤ 休憩時間中における試験教室内外での受験者同士の会話はお控えくださいますようお願いいたします。

6. 受験上の注意

【試験中、机の上に置けるもの】

受験票（後に回収）、筆記用具（筆箱から出す）、電卓（ケースから出す）及び時計（時計型ウェアラブル端末、アラームなど時計以外の機能を有する機器使用不可）。
なお、時計は腕から外し、机の上に置いてください。

【答案用紙の提出】

答案用紙を提出せずに退室した場合は、欠席扱いとなります。
退室するときは、試験監督員の指示に従い答案用紙は必ず提出してください。

【試験中の途中退室】

試験開始から30分が経過するまでは退室できません。また、試験終了時刻の10分前からは退室できない場合があります。

【その他】

- ① 試験中は試験監督員の指示に従って受験してください。指示に従わないときは、直ちに退室を命じ、試験問題用紙及び答案用紙は没収のうえ、本試験は失格となります。
- ② 身体に障害があるなど、試験当日、試験教室内において特別の配慮が必要な方は、あらかじめ試験地の受験の担当試験事務所（別表1・別表2／16～20頁）にご相談ください。

IV 試験結果の通知及び試験問題・正解答番号・ 記述式解答例・合格者番号の公表

1. 試験結果の通知

【大臣試験】令和3年2月9日(火)

【知事試験】令和3年1月12日(火)

試験結果の通知の留意点

- 1) 試験当日、法令科目を欠席（法令免除者（第二種販売の場合は、高圧法・液石法免除）を除く。）された方は欠席扱いとなり、可否通知書は送付されません。
- 2) 通知書の発送日までに転居された方は、最寄りの郵便局に必ず「転居届」を提出しておいてください。
- 3) 通知書の発送日から5日以上経過しても届かない場合は、KHK試験センター（電話：03-3436-6106）までご連絡ください。再発行手続きをします。

2. 試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表

以下の日程で、KHKホームページにて試験問題・記述式試験の解答例・正解答番号・合格者番号を公表します。公表には期限がありますのでご注意ください。

| 項目 | 公表日 | 公表時刻 | 掲載方法 |
|--------------|--------------|--|-------|
| 試験問題 | 11月9日(月) | 午後3時公表(予定) ※合格者番号は試験地の事務所においても10日間(営業日)掲示します。 | PDF形式 |
| 択一式試験の正解答番号 | | | |
| 記述式試験の解答例 | 12月中旬旬 | | |
| 大臣試験の合格者番号 ※ | 令和3年2月9日(火) | | |
| 知事試験の合格者番号 ※ | 令和3年1月12日(火) | | |

備考：公表日には、トップページが大変混み合うことが予想されます。公表のページを別サーバーに移しますので、トップページを経由せず、直接公表のページにアクセスしてください。公表日前にあらかじめ公表のページにアクセスし、“お気に入り”に登録しておくことをお勧めします。

■公表のページ URL 及び二次元バーコード

<http://shiken.khk.or.jp/shiken.html>



V 免状交付申請の案内

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状は、それぞれの試験に合格した後、免状交付申請をすれば交付されます。

【知事試験を、東京都、新潟県、山梨県、兵庫県、奈良県及び長崎県で受験した方】

KHKは免状交付事務を受託していませんので、お手数ですが、試験地の都県高圧ガス担当課にお問い合わせのうえ、申請書を入手して免状交付申請をしてください。

- | | |
|------|------------------------------|
| ・東京都 | 環境局環境改善部環境保安課：03-5388-3541 |
| ・新潟県 | 防災局消防課：025-282-1666 |
| ・山梨県 | 防災局消防保安課：055-223-1434 |
| ・兵庫県 | 企画県民部災害対策局産業保安課：078-362-9827 |
| ・奈良県 | 総務部知事公室消防救急課保安係：0742-27-5422 |
| ・長崎県 | 消防保安室：095-895-2147 |

【知事試験を、上記以外の道府県で受験した方】

上記以外の道府県で知事試験を受験し合格された方は、KHK試験センターが免状交付申請窓口となります。合格通知書の他、免状交付申請書を添えて発送します。

【大臣試験を受験した方】

大臣試験に合格された方は、試験地に関係なくKHK試験センターが免状交付申請窓口となります。合格通知書の他、免状交付申請書を添えて発送します。

◎免状交付申請に関する詳細については、KHKホームページ (<https://www.khk.or.jp/> / 免状の申請について) をご参照ください。

VI 別表及び別紙

別表 1 : 大臣試験 (甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械) の試験地及び受験の担当試験事務所等

| 試験地 | 受験の担当試験事務所の名称・電話番号・所在地 |
|-----|---|
| 北海道 | 高圧ガス保安協会 北海道支部 : 電話. 011-272-5220 〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-12 住友生命札幌ビル |
| 宮城県 | 高圧ガス保安協会 東北支部 : 電話. 022-268-7501 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-3-10 仙台北本町ビル |
| 東京都 | 高圧ガス保安協会 試験センター : 電話. 03-3436-6106 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル |
| 愛知県 | 高圧ガス保安協会 中部支部 : 電話. 052-221-8730 〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル |
| 大阪府 | 高圧ガス保安協会 近畿支部 : 電話. 06-6312-4051 〒530-0054 大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル |
| 広島県 | 高圧ガス保安協会 中国支部 : 電話. 082-243-8016 〒730-0051 広島市中区大手町2-8-4 パークサイドビル |
| 香川県 | 高圧ガス保安協会 四国支部 : 電話. 087-851-7161 〒760-0024 高松市兵庫町8-1 |
| 福岡県 | 高圧ガス保安協会 九州支部 : Tel. 092-411-8308 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル |
| 沖縄県 | 沖縄県試験事務所 : 電話. 098-858-9562 〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター706号 (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会内 |

別表 2 : 知事試験の試験地、担当の試験種類及び受験の担当試験事務所

| 試験地 | 担当の試験種 | 受験の担当試験事務所の名称・電話番号・所在地 |
|----------|---|--|
| 北海道(札幌市) | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 | 高圧ガス保安協会北海道支部 : 電話. 011-272-5220 〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-12 住友生命札幌ビル |
| 北海道(函館市) | | |
| 北海道(室蘭市) | | |
| 北海道(旭川市) | | |
| 北海道(釧路市) | | |
| 北海道(札幌市) | 丙種化学(液石) 第二種販売 | 北海道液化石油ガス試験事務所 : 電話. 011-812-6411 〒003-0013 札幌市白石区中央3条3-1-40 (一社) 北海道LPガス協会内 |
| 北海道(函館市) | | |
| 北海道(室蘭市) | | |
| 北海道(旭川市) | | |
| 北海道(釧路市) | | |

| 試験地 | 担当の試験種 | 受験の担当試験事務所の名称・電話番号・所在地 |
|-----------|---|--|
| 青森県 | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機 第三種冷凍機 第一種販売 第二種販売 | 青森県試験事務所：電話.017-775-2731 〒030-0802 青森市本町2-4-10 田沼ビル (一社)青森県エルピーガス協会内 |
| 岩手県 | | 岩手県試験事務所：電話.019-623-6471 〒020-0015 盛岡市本町通1-17-13 (一社)岩手県高圧ガス保安協会内 |
| 宮城県 | | 高圧ガス保安協会 東北支部：電話.022-268-7501 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-3-10 仙台本町ビル |
| 秋田県 | | 秋田県試験事務所：電話.018-862-4918 〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カン秋田ビル (一社)秋田県LPガス協会内 |
| 山形県 | | 山形県試験事務所：電話.023-623-8364 〒990-0025 山形市あこや町1-2-12 あこや町ビル (一社)山形県LPガス協会内 |
| 福島県 | | 福島県試験事務所：電話.024-593-2161 〒960-1195 福島市上鳥渡字蛭川22-2 (一社)福島県LPガス協会内 |
| 茨城県 | | 茨城県試験事務所：電話.029-225-3261 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 (一社)茨城県高圧ガス保安協会内 |
| 栃木県 | | 栃木県試験事務所：電話.028-689-5200 〒321-0941 宇都宮市東今泉2-1-21 栃木県ガス会館 (一社)栃木県LPガス協会内 |
| 群馬県 | | 群馬県試験事務所：電話.027-255-4639 〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 群馬県高圧ガス保安協会連合会内 |
| 埼玉県 | | 埼玉県試験事務所：電話.048-833-6107 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-4-9 太陽生命ビル 埼玉県高圧ガス団体連合会内 |
| 千葉県 | 千葉県試験事務所：電話.043-246-1725 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館 (一社)千葉県LPガス協会内 | |
| 東京都(23区) | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(特別) 第二種冷凍機 第三種冷凍機 第一種販売 | 高圧ガス保安協会 試験センター：電話.03-3436-6106 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル |
| 東京都(大島町) | | |
| 東京都(三宅村) | | |
| 東京都(八丈町) | | |
| 東京都(小笠原村) | | |
| 東京都(23区) | 丙種化学(液石) 第二種販売 | 東京都液化石油ガス試験事務所：電話.03-5362-3881 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-36-4 丁子屋ビル (一社)東京都LPガス協会内 |
| 東京都(大島町) | | |
| 東京都(三宅村) | | |
| 東京都(八丈町) | | |
| 東京都(小笠原村) | | |

| 試験地 | 担当の試験種 | 受験の担当試験事務所の名称・電話番号・所在地 |
|----------|--|---|
| 神奈川県 | 乙種化学、乙種機械、 丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売 | 高圧ガス保安協会 試験センター：電話. 03-3436-6106 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル |
| | 丙種化学(液石) 第二種販売 | 神奈川県液化石油ガス試験事務所：電話. 045-201-1400 〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33 共済ビル別館 (公社)神奈川県LPガス協会内 |
| 新潟県(新潟市) | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機 第三種冷凍機 第一種販売 第二種販売 | 新潟県試験事務所：電話. 025-244-3784 〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-23 北陸ビル 新潟県高圧ガス保安団体連絡協議会内 |
| 新潟県(長岡市) | | 富山県試験事務所：電話. 076-441-6993 〒930-0004 富山市桜橋通り6-13 フコク生命第1ビル (一社)富山県エルピーガス協会内 |
| 新潟県(上越市) | | |
| 富山県 | | 福井県試験事務所：電話. 0776-34-3930 〒918-8037 福井市下江守町第26号35番地4 (一社)福井県LPガス協会内 |
| 石川県 | 山梨県試験事務所：電話. 055-228-4171 〒400-0035 甲府市飯田1-4-4 ヒロセビル (一社)山梨県LPガス協会内 | |
| 福井県 | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売 | 長野県試験事務所：電話. 026-229-8734 〒380-0935 長野市中御所1-16-13 天馬ビル (一社)長野県LPガス協会内 |
| 山梨県 | | 岐阜県試験事務所：電話. 058-274-7131 〒500-8384 岐阜市藪田南5-11-11 岐阜県エルピーガス協会 (一社)岐阜県LPガス協会内 |
| 長野県 | | |
| 岐阜県 | | 静岡県液化石油ガス試験事務所：電話. 054-255-2451 〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10 静岡プロパン会館 (一社)静岡県LPガス協会内 |
| 静岡県 | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機 第三種冷凍機 第一種販売 第二種販売 | 高圧ガス保安協会 試験センター：電話. 03-3436-6106 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル |
| 愛知県 | | 三重県試験事務所：電話. 059-346-1009 〒510-0855 四日市市馳出町3-29 親和ビル 三重県高圧ガス安全協会内 |
| 三重県 | | 滋賀県試験事務所：電話. 077-526-4718 〒520-0044 大津市京町4-5-23 フォレスト京町ビル 滋賀県高圧ガス保安協会内 |
| 滋賀県 | | 京都府試験事務所：電話. 075-314-6540 〒601-8306 京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONAビル 京都府高圧ガス試験運営協議会内 |
| 京都府 | | 高圧ガス保安協会 試験センター：電話. 03-3436-6106 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル |
| 大阪府 | | |

| 試験地 | 担当の試験種 | 受験の担当試験事務所の名称・電話番号・所在地 | |
|----------|--|--|---|
| 兵庫県 | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 | 高压ガス保安協会 試験センター：電話. 03-3436-6106 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル | |
| 奈良県 | | 奈良県試験事務所：電話. 0742-33-7192 〒630-8132 奈良市大森西町13-12 奈良県高压ガス保安協議会内 | |
| 和歌山県 | | 和歌山県試験事務所：電話. 073-432-1896 〒640-8269 和歌山市小松原通1-1 サンケイビル 和歌山県高压ガス地域防災協議会内 | |
| 鳥取県 | | 鳥取県試験事務所：電話. 0857-22-3319 〒680-0911 鳥取市千代水1-133 (一社)鳥取県LPガス協会内 | |
| 島根県(松江市) | | 第一種販売 第二種販売 | 島根県試験事務所：電話. 0852-21-9716 〒690-0886 松江市母衣町55-4 島根県商工会館 (一社)島根県LPガス協会内 |
| 島根県(江津市) | | | |
| 岡山県 | | 岡山県試験事務所：電話. 086-226-5227 〒700-0824 岡山市北区内山下1-3-19 成広ビル 岡山県高压ガス地域防災協議会内 | |
| 広島県 | | 広島県試験事務所：電話. 082-228-1370 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル 広島県高压ガス地域防災協議会内 | |
| 山口県 | 乙種化学、乙種機械、 丙種化学(特別)、第二 種冷凍機械、第三種冷 凍機械、第一種販売 | 山口県一般ガス・冷凍試験事務所：電話. 083-974-5380 〒754-0011 山口市小郡御幸町7-31 アドレビル203号 山口県高压ガス保安協会内 | |
| | 丙種化学(液石) 第二種販売 | 山口県液化石油ガス試験事務所：電話. 083-925-6361 〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館 (一社)山口県LPガス協会内 | |
| 徳島県 | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 | 徳島県試験事務所：電話. 088-665-7705 〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209-5徳島健康科学総合センター (一社)徳島県エルピーガス協会内 | |
| 香川県 | | 香川県試験事務所：電話. 087-821-4401 〒760-0020 高松市錦町1-6-8 柳ビル (一社)香川県LPガス協会内 | |
| 愛媛県 | | 愛媛県試験事務所：電話. 089-947-4744 〒790-0011 松山市千舟町6-2-8 千舟T・Sビル (一社)愛媛県LPガス協会内 | |
| 高知県 | | 高知県試験事務所：電話. 088-805-1622 〒780-8031 高知市大原町80-2 高知県石油会館 (一社)高知県LPガス協会内 | |
| 福岡県 | | 福岡県試験事務所：電話. 092-476-3838 〒812-0015 福岡市博多区山王1-10-15 (一社)福岡県LPガス協会内 | |
| 佐賀県 | | 佐賀県試験事務所：電話. 0952-20-0331 〒840-0804 佐賀市神野東2-2-1 フルカワビル (一社)佐賀県LPガス協会内 | |
| 長崎県 | | 長崎県試験事務所：電話. 095-824-3770 〒850-0055 長崎市中町1-26 NAGASAKI中町ビル (一社)長崎県LPガス協会内 | |
| 熊本県 | | 熊本県試験事務所：電話. 096-381-3131 〒862-0951 熊本市中央区上水前寺2-18-4 (一社)熊本県LPガス協会内 | |

| 試 験 地 | 担当の試験種 | 受験の担当試験事務所の名称・電話番号・所在地 |
|------------|--|--|
| 大 分 県 | 乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売 | 大分県試験事務所：電話. 097-534-0733 〒870-0045 大分市城崎町2-1-5 司法ビル (一社)大分県高圧ガス保安協会内 |
| 宮 崎 県 | | 宮崎県試験事務所：電話. 0985-52-1122 〒880-0912 宮崎市赤江飛江田774 宮崎県エルピーガス会館 (一社)宮崎県LPガス協会内 |
| 鹿児島県(鹿児島市) | | 鹿児島県試験事務所：電話. 099-250-2535 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町5-6 鹿児島県プロパンガス会館 (一社)鹿児島県LPガス協会内 |
| 鹿児島県(奄美市) | | |
| 沖縄県(本 島) | | 沖縄県試験事務所：電話. 098-858-9562 〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター706号 (一社)沖縄県高圧ガス保安協会内 |
| 沖縄県(宮古島市) | | |
| 沖縄県(石垣市) | | |

別紙：筆記試験の科目免除申請の条件

◆ 甲 種 化 学

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|-----------|
| 法 令 | 甲種機械免状 ※1 | 保安管理技術+学識 |
| 保安管理技術 | 製造第一講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 甲種化学講習の講習修了証 ※2 | 法 令 |
| 全 科 目 | 甲種機械免状 ※1 + 甲種化学講習の講習修了証 ※2 | |

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可
 ※2：昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第一講習の講習修了証でも可

◆ 甲 種 機 械

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|-----------|
| 法 令 | 甲種化学免状 ※1 | 保安管理技術+学識 |
| 保安管理技術 | 製造第四講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 甲種機械講習の講習修了証 ※2 | 法 令 |
| 全 科 目 | 甲種化学免状 ※1 + 甲種機械講習の講習修了証 ※2 | |

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可
 ※2：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第四講習の講習修了証でも可
 ・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第五講習の講習修了証でも可

◆ 第一種冷凍機械

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|--------|
| 保安管理技術 | 製造第六講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 第一種冷凍機械講習の講習修了証 ※1 | 法 令 |

※1：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第六講習の講習修了証でも可
 ・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第七講習の講習修了証でも可

◆ 乙 種 化 学

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|-----------|
| 法 令 | 甲種機械免状 又は 乙種機械免状 ※1 | 保安管理技術+学識 |
| 保安管理技術 | 製造第二講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 乙種化学講習の講習修了証 ※2 | 法 令 |
| 全 科 目 | ・甲種機械免状 ※1 + 乙種化学講習の講習修了証 ※2 又は ・乙種機械免状 ※1 + 乙種化学講習の講習修了証 ※2 | |

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可
 ※2：昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第二講習の講習修了証でも可

◆ 乙 種 機 械

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|-----------|
| 法 令 | 甲種化学免状 又は 乙種化学免状 ※1 | 保安管理技術+学識 |
| 保安管理技術 | 製造第五講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 乙種機械講習の講習修了証 ※2 | 法 令 |
| 全 科 目 | ・ 甲種化学免状 ※1 + 乙種機械講習の講習修了証 ※2 又は ・ 乙種化学免状 ※1 + 乙種機械講習の講習修了証 ※2 | |

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第五講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第六講習の講習修了証でも可

◆ 丙種化学(液石)

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|--------|
| 保安管理技術 | 製造第三講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 丙種化学(液石)講習の講習修了証 ※1 | 法 令 |

※1：昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第三講習の講習修了証でも可

◆ 丙種化学(特別)

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|-----------------------|--------|
| 保安管理技術+学識 | 丙種化学(特別)講習の講習修了証 ※1 | 法 令 |

※1：昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第四講習の講習修了証でも可

◆ 第二種冷凍機械

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|-----------|--|--------|
| 保安管理技術 | 製造第七講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。) | 法令+学識 |
| 保安管理技術+学識 | 第二種冷凍機械講習の講習修了証 ※1 | 法 令 |

※1：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第七講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第八講習の講習修了証でも可

◆ 第三種冷凍機械

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|--------|-----------------------|--------|
| 保安管理技術 | 第三種冷凍機械講習の講習修了証 ※1 | 法 令 |

※1：・昭和51年2月21日以前の製造第八講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第九講習の講習修了証でも可

◆ 第一種販売

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|--------|----------------------------------|--------|
| 法令 | 丙種化学(特別)免状 ※1 | 保安管理技術 |
| 保安管理技術 | 第一種販売講習の講習修了証 ※2 | 法令 |
| 全科目 | 丙種化学(特別)免状 ※1 + 第一種販売講習の講習修了証 ※2 | |

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可
 ※2：平成7年3月31日以前の販売第一講習の講習修了証でも可

◆ 第二種販売

| 《免除科目》 | 《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》 | 《受験科目》 |
|----------------|--|----------------|
| 法令【高圧法】 | 丙種化学(特別)免状 ※1 | 法令【液石法】+保安管理技術 |
| 法令【液石法】 | 液化石油ガス設備士免状 | 法令【高圧法】+保安管理技術 |
| 法令【高圧法+液石法】 | 丙種化学(特別)免状 ※1 + 液化石油ガス設備士免状 | 保安管理技術 |
| 保安管理技術 | 第二種販売講習の講習修了証 ※2 | 法令【高圧法+液石法】 |
| 法令【高圧法】+保安管理技術 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石) (昭和51年2月22日以降の丙種化学液石試験に合格したものに限る。) の何れかの免状 ※1 又は ・ 丙種化学(特別)免状 ※1 + 第二種販売講習の講習修了証 ※2 | 法令【液石法】 |
| 法令【液石法】+保安管理技術 | 第二種販売講習の講習修了証 ※2 + 液化石油ガス設備士免状 | 法令【高圧法】 |
| 全科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石) (昭和51年2月22日以降の丙種化学液石試験に合格したものに限る。) の何れかの免状 ※1 + 液化石油ガス設備士免状 又は ・ 丙種化学(特別)免状 ※1 + 第二種販売講習の講習修了証 ※2 + 液化石油ガス設備士免状 又は ・ 丙種化学作業主任者免状 (昭和51年2月21日以前の試験に合格したものに限る。) ※1 又は ・ 乙種化学作業主任者免状 (昭和36年~38年の試験に合格したもので、丙種化学作業主任者免状と見なすものに限る。) ※1 | |

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可
 ※2：平成7年3月31日以前の販売第二講習の講習修了証でも可